

令和4年9月

お客さま各位

佐賀東信用組合

手形・小切手の「取立手数料」の改定および「支払可能予定日」の変更について

平素より佐賀東信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

全国銀行協会において、令和4年11月4日より、電子交換所の取扱いが開始され、今まで全国各地に設置されていた手形交換所は廃止されます。

当組合においても、手形・小切手等の取立てについては、電子交換所による取扱いとなります。

つきましては、電子交換所による取扱開始に伴い、手形等の支払可能予定日が以下のとおり変更となります。また、取立手数料を改定させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 支払可能予定日の変更

(1) 小切手

令和4年4月より実施させていただいておりますとおりで変更はありません。

(2) 手形

支払金融機関が佐賀県以外である手形は、支払可能予定日が1営業日短縮されます。

当組合の手形および支払金融機関が佐賀県内である手形は、変更はありません。

2. 取立手数料の改定について

(1) 改定日

令和4年11月4日（金）より

(2) 改定内容

【現行】			【改定後】		
(消費税込)			(消費税込)		
他所取立	1通につき	880円	電子交換取立	手形1通につき	660円
本支店取立	手形1通につき	660円	本支店取立	手形1通につき	660円
同一交換所内	手形1通につき	660円	個別取立※	1通につき	1,100円

※ 電子交換所に参加しない金融機関への取立や郵送を伴う場合

以上